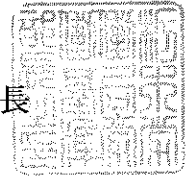


栃労基発 0512 第 2 号
令和 2 年 5 月 12 日

一般社団法人栃木労働基準協会長 殿

栃木労働局労働基準部長



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電子申請の一層の
普及促進について（依頼）

労働基準行政の推進につきまして、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策については、令和 2 年 4 月 7 日に 7 都道府県に対し新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、同月 16 日に全ての都道府県が対象区域となり、5 月 4 日には実施期間が 5 月 31 日まで延長されました。

栃木労働局及び管下労働基準監督署は、令和 2 年 5 月 4 日に開催された第 33 回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人と人との接触削減等の取組を継続する必要があるとされたことを踏まえ、電子申請を利用した届出等の一層の促進を図ることといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、以上の趣旨の御理解を賜り、別添リーフレットを貴団体のホームページに掲載いただくなどにより、会員に対し広く周知していただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

